

意見公募手続を実施しなかった場合

1 規則等の題名

放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）

3 規則等の制定日

令和8年5月19日（火曜日）

4 結果公示の日

令和8年5月19日（火曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

法改正に伴い当然必要とされる規定の整理を行うものであり、意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更に応当するため。

7 規則等の概要

別添のとおり

8 参考資料

9 担当課・連絡先

- 高知県警察本部交通部交通指導課
Tel：088-826-0110（内線：5155）

10 備考

公安委員会規則

放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 19 日

高知県公安委員会委員長 松尾 晋次

高知県公安委員会規則第 6 号

放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則

放置違反金の納付命令等に関する規則（平成 18 年高知県公安委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式注中「及び」を「の規定によりその例によることとされる」に、「掲示を始めた」を「同条第 2 項の規定による措置を開始した」に改める。

別記第 3 号様式裏面中「掲示板」を「ホームページ（<https://www.kouaniinkai.pref.kochi.lg.jp/>）及び同委員会の掲示板」に改める。

別記第 4 号様式中「掲示を始めた」を「同項前段の規定による措置を開始した」に改める。

別記第 8 号様式注中「及び」を「の規定によりその例によることとされる」に、「掲示を始めた」を「同条第 2 項の規定による措置を開始した」に改める。

別記第 13 号様式注中「及び」を「の規定によりその例によることとされる」に、「掲示を始めた」を「同条第 2 項の規定による措置を開始した」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の放置違反金の納付命令等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に命ずる放置違反金の納付命令等について適用し、同日前に命じた放置違反金の納付命令等については、なお従前の例による。

新旧対照表

新
放置違反金の納付命令等に関する規則（抜粋）

別記
第2号様式（第2条関係）

第 号
納付命令公示送達書
略
年 月 日
高知県公安委員会 印
記
1～3 略
略
注 道路交通法第51条の4第18項の規定によりその例によることとされる地方税法第20条の2第3項の規定により、同条第2項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときは、放置違反金納付命令書の送達があったものとみなされます。

備考 略

第3号様式（第3条関係）

略

備考 略

（裏面）

1 略
2 仮納付の期限、場所及び方法並びに公示による放置違反金の納付命令 (1)～(3) 略
(4) 公示による放置違反金の納付命令の場所 高知県公安委員会のホームページ (https://www.kouaniinkai.pref.kochi.lg.jp/) 及び同委員会の 掲示板（高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号所在）
(5) 略
略
略

第4号様式（第3条関係）

旧
放置違反金の納付命令等に関する規則（抜粋）

別記
第2号様式（第2条関係）

第 号
納付命令公示送達書
略
年 月 日
高知県公安委員会 印
記
1～3 略
略
注 道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、 <u>掲示を始めた日</u> から起算して7日を経過したときは、放置違反金納付命令書の送達があったものとみなされます。

備考 略

第3号様式（第3条関係）

略

備考 略

（裏面）

1 略
2 仮納付の期限、場所及び方法並びに公示による放置違反金の納付命令 (1)～(3) 略
(4) 公示による放置違反金の納付命令の場所 高知県公安委員会の <u>掲示板</u> （高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号所在）
(5) 略
略
略

第4号様式（第3条関係）

第 号
弁明通知公示送達書
略
年 月 日
高知県公安委員会 印
記
1～3 略
略
注 道路交通法第51条の4第7項の規定により、 <u>同項前段の規定による措置を開始した日</u> から起算して2週間を経過したときに、弁明の機会の付与の通知の到達があったものとみなされます。

備考 略

第8号様式（第5条関係）

第 号
督促公示送達書
略
年 月 日
高知県公安委員会 印
記
1～3 略
略
注 道路交通法第51条の4第18項の規定によりその例によることとされる地方税法第20条の2第3項の規定により、 <u>同条第2項の規定による措置を開始した日</u> から起算して7日を経過したときは、督促状の送達があったものとみなされます。

備考 略

第13号様式（第7条関係）

第 号
公示送達書
略
年 月 日

第 号
弁明通知公示送達書
略
年 月 日
高知県公安委員会 印
記
1～3 略
略
注 道路交通法第51条の4第7項の規定により、 <u>掲示を始めた日</u> から起算して2週間を経過したときに、弁明の機会の付与の通知の到達があったものとみなされます。

備考 略

第8号様式（第5条関係）

第 号
督促公示送達書
略
年 月 日
高知県公安委員会 印
記
1～3 略
略
注 道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、 <u>掲示を始めた日</u> から起算して7日を経過したときは、督促状の送達があったものとみなされます。

備考 略

第13号様式（第7条関係）

第 号
公示送達書
略
年 月 日

記

略

注 道路交通安全法第51条の4第18項の規定によりその例によることとされる地方税法第20条の2第3項の規定により、同条第2項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

備考 略

記

略

注 道路交通安全法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

備考 略